

鶴岡市告示第542号

下記の者、居所不明等により通知書等の送達が不能となったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び鶴岡市市税条例（平成17年鶴岡市条例第67号）第18条の規定により公示する。

なお、送達すべき書類は総務部納税課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月7日

鶴岡市長 佐藤 聡

記

送達を受けるべき者

番号	送 達 す べ き 書 類	送 達 を 受 け る べ き 者	備 考
1	地方税法の規定による書類	鈴木 嘉男	
2	地方税法の規定による書類	佐藤 重美	
3	地方税法の規定による書類	諏訪 均	
4	地方税法の規定による書類	佐藤 保一	
5	地方税法の規定による書類	菅原 末廣	
6	地方税法の規定による書類	矢口食品株式会社	
7	地方税法の規定による書類	奥山 きん子	
8	地方税法の規定による書類	小野寺 理恵	
9			
10			